

4 活動内容により必要な手続き

使い方に応じて守るべきルールを確かめましょう！



あなたの「〇〇の場所で〇〇をやってみたい！」は決まりましたか？

ここでは、パブリックスペースの使い方（活動内容）に応じて守るべきルールや、認識しておくべきことなどを確認していきましょう。

飲食 営業許可

概要

- 食品を調理・提供する場合、原則「**営業許可**」が必要です。
- 札幌市では、公共性の高い「お祭り」や「イベント」等の適用行事に限って、テント等の簡易な設備で食品を調理・提供する「**臨時営業**」を認めています。
- 施設や行事内容によって調理できる食品や手続き等が異なりますので、詳細は担当窓口までご相談ください。



適用行事

次のいずれかに該当する行事※（営業期間は30日以下）

- 国、札幌市又は他の地方公共団体が主催、共催、協賛、後援する行事
- 祭典、花見等市民を対象とした行事で、慣例的に食品の提供施設を伴う行事
- 盆踊り、納涼祭、区民祭り、チャリティーバザー等の行事で、連合町内会、商店街、各種団体等が主催し、地区住民を対象とする公共的色彩の強い行事

※ 上記の適用行事に該当しない場合（例：デパート、スーパーマーケット等による催事、有料イベント）はテント等の簡易な設備では営業できません。

※ 町内会等が主催して自ら管理運営し、団体構成員の親睦等を目的とした小規模な行事では、許可は不要場合があります。（許可が不要な場合も、食品の衛生的な取扱いや食中毒防止のため、「**行事に伴う食品提供計画書**」を提出してください。）

調理・提供できる食品

- 臨時営業許可施設では、調理が簡易な食品に限って提供可能です。※
（例：現場で焼く、煮る、蒸す等の調理が1回で完成する食品）

（調理・提供できる食品例）

おでん	豚汁	焼き鳥	焼き貝	いか焼き	たこ焼き	焼きそば
フライドポテト	ホットック	かき氷	ビール	ジュース類	コーヒー	紅茶
甘酒	たいやき	おやき	クレープ	ドーナツ	べっこう飴	チョコバナナ

など

※ 仕入れた食品を調理せず、そのままの状態で販売する場合（包装されていない魚介類や食肉を除く）や、綿あめ・焼きとうもろこしなどの簡易な加工品を販売する場合、営業許可は不要ですが「**営業届出**」が必要です。



1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

■ 営業許可を受けるまでの流れ

おおむね2か月前までにご相談ください！



事前相談

- ◎ イベント等の企画段階から事前に担当窓口あてにご相談ください。
- ◎ 「出店予定者一覧」及び「会場※全体図（店舗の配置が分かる地図）」をお持ちください。
- ◎ 行事概要や設備、提供予定食品、調理工程、仕入先等の詳細について伺います。**内容について十分理解されている方がお越しく下さい。**

※ 会場によっては、食品の提供や火気の使用を禁止している場合もありますので、事前に会場の管理者等に確認をとってください。

許可申請

- ◎ 申請手続は営業開始の**2～3週間前**まで済ませてください。
- ◎ 申請に必要な書類等は「**お祭りやイベントで食品の提供を考えている方へ【出店者版】**」※をご確認ください。

※ 【臨時営業について（札幌市HP）】を参照。

許可検査

- ◎ 検査は原則、書面審査で実施します。
- ◎ 提供品目やイベント規模等によっては実地検査が必要となります。許可申請時に窓口で検査日時等の打合せを行います。
- ◎ **施設基準に適合しない場合は許可になりません。**不適事項については改善させ、再度許可検査を受けてください。

許可証の 交付

- ◎ 施設基準適合確認後、許可証を交付します。

営業開始

- ◎ 許可証は来場者から見やすい場所に掲示してください。

1 パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2 パブリックスペースの
活用イメージ

3 活用に必要な手続き

4 活動内容により
必要な手続き

5 活用実践者の声

6 さいごに

付録

■ 留意事項

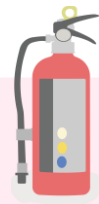
- ・ 手指で直接食品に触れる調理を行う場合にあっては、使い捨て手袋を着用してください。
- ・ 手洗設備には、洗浄・消毒剤等及び使い捨てのペーパータオル等を備えてください。
- ・ 食品は適切な温度と時間の管理を行ってください。
- ・ 下痢その他の症状を呈している従事者を食品の取扱い作業に従事させないでください。
- ・ HACCP（国際的な衛生管理手法）の考え方を取り入れた衛生管理を行ってください。
- ・ 「衛生管理計画書（記録書）」を用いて管理方法を設定し、記録をとってください。
- ・ 記録は2週間程度保管してください。

【臨時営業について（札幌市HP）】

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/eigyo/rinji-eigyo.html>



防火 消火器の設置、露店等の開設届出等



■ 概要

- 多数の者の集合する催し※¹で対象火気器具等※²を使用する場合は、消火器の設置が必要です。
- また、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合、届出も必要です。

※¹ 一時的に一定の場所に不特定多数の者が集まることにより混乱が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まるイベントや行事のことをいい、祭礼、縁日、花火大会、展示会等のように、一定の社会的広がりをもつものを指します。町内会で行われる夏まつり規模も含まれるほか、大学の学園祭なども含まれます。

※² 灯油やガソリンなどの液体燃料、プロパンガスなどの気体燃料、薪や木炭などの固体燃料を使用する器具等又は電気を熱源とする器具等です。例えば、たこ焼き器、フライヤー、わたあめ機、バーベキューこんろ、ポータブルガスこんろ、ストーブ、発電機などがあります。

■ 対象火気器具等を使用する露店等の関係者が実施しなければならないこと

- 必ず消火器を準備してください。
- 消火器の使用方法について、露店等の関係者全員が事前に確認してください。
- 露店等の開設届出を所轄消防署に提出してください。
- 対象火気器具等の使用・露店等の開設に係る防火安全自己点検票（自己点検チェックシート）により、周囲の防火安全対策が適切に行われているか点検してください。
- 自己点検後、自己点検チェックシートに点検者の氏名を記載し、来場者から見やすい位置に自己点検チェックシートを掲示してください。

■ 催しの主催者が実施しなければならないこと

露店の関係者及び対象火気器具等を使用する者と調整した上で、

- 対象火気器具等を使用する個々の露店等に対し、消火器の設置を促してください。
- 対象火気器具等を使用する個々の露店等に対し、自己点検チェックシートによる自己点検の実施を促してください。
- 露店等の開設届出を取りまとめ、所轄消防署に提出してください。
- 自己点検後、自己点検チェックシートに点検者の氏名を記載し、来場者から見やすい位置に自己点検チェックシートを掲示するよう、対象火気器具等を使用する個々の露店等に促してください。

1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2
パブリックスペースの
活用イメージ

3
活用に必要な手続き

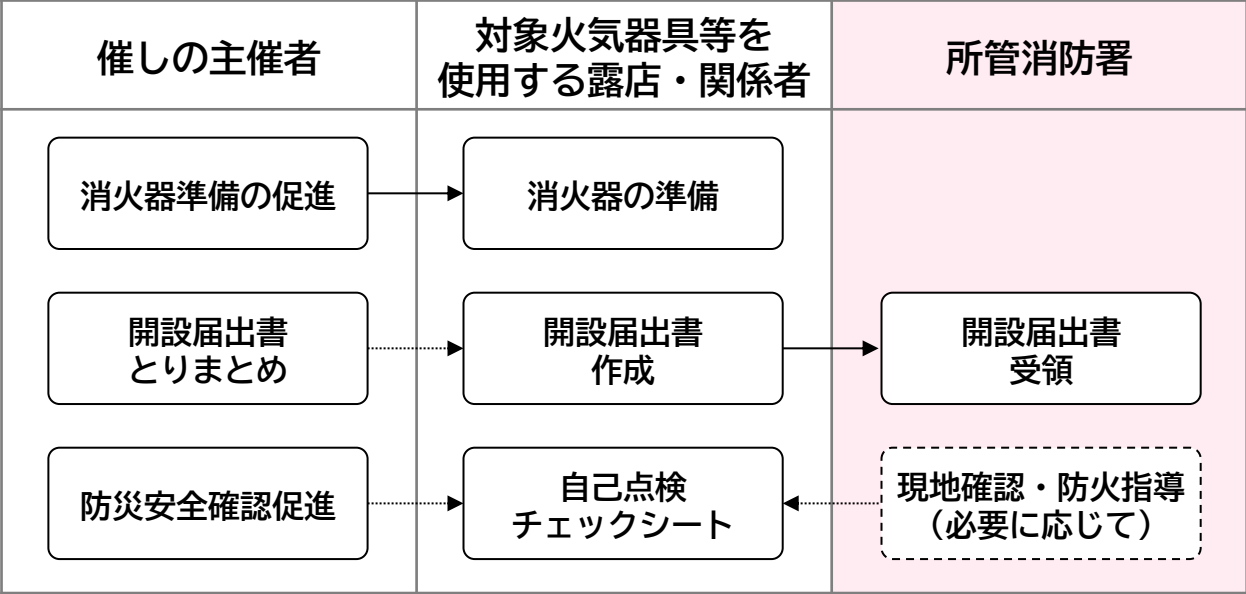
4
活動内容により
必要な手続き

5
活用実践者の声

6
さいごに

付
録

■ 届出までの具体的な流れ



■ 指定催し※の主催者が実施しなければならないこと

- 指定催しの防火担当者を選任してください（資格について特段の定めはありません）。
- 防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画（火災予防業務計画）を作成させ、当該計画に基づく業務を行わせてください。
- 上記の火災予防業務計画を指定催し開催の14日前までに所轄消防署長に届け出てください（提出しなかった場合には、指定催し的主催者に対して30万円以下の罰金が科せられる場合があります）。

※ 祭礼、縁日、花火大会その他の多様な者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして、消防庁が定める次の要件に該当する催しで、火災が発生した場合に人命や財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるとして消防庁が指定するものです。

- 1日当たりの人手予想が10万人以上であり、かつ、催しを主催する者が出店を認める露店等の計画数が100店を超えるもの
- 上記に準ずる規模を有する催しとして消防署長が認めるもの（指定催し）北海道神宮例大祭、すすきの祭り

【催しにおける防火安全対策について（札幌市HP）】

<https://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/boka/kiki/moyoshi.html>

※防火安全対策に関する一般的なご相談は、消防局予防部予防課へお問合せください。
※具体的なお問合せや届出等に関するご相談は、開催する区の消防署予防課へお問合せください。



1
パブリックスペース
活用ガイドラインとは

2
パブリックスペースの
活用イメージ

3
活用に必要な手続き

4
活動内容により
必要な手続き

5
活用実践者の声

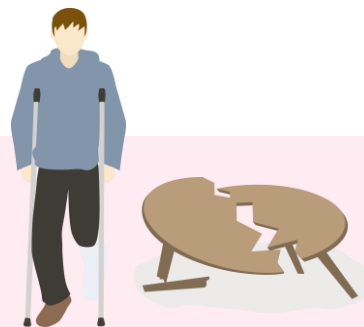
6
さいごに

付
録

<札幌市地域活動保険>

■ 概要

- 札幌市地域活動保険（地域のボランティア活動保険）は、自治会、町内会など地域のボランティア活動を行う方がより一層安心して地域活動に取り組んでいただけるよう、活動中の事故等でけがを負ったり、他人の生命や財物等に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったりした場合に補償金を支払う制度です。
- 事前の登録や加入手続きは不要です。札幌市が保険料を負担しあらかじめ保険会社と契約するため、市民の皆様の保険料は必要ありません。



■ 対象者

- 自治会、町内会、老人クラブ、子ども会、まちづくり協議会などで地域活動（地域のボランティア活動）をされている方など。

※対象となる団体や事業内容に一定の条件がございますので、以下URLから一度ご確認ください

■ 保険の種類

賠償責任補償 活動中に他人の身体や物に損害を与えた場合の補償

障害補償 活動中の事故でけがなどをした場合の補償

【札幌市地域活動保険について（札幌市HP）】

https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/hint/tiikikatudouhoken_top.html

※保険に関する具体的なご相談は、市民文化局市民自治推進室市民自治推進課へお問合せください。



<その他保険>

- 札幌市地域活動保険以外にも、社会福祉協議会加入者用の保険や、一般の保険会社の保険もあります。活用内容に応じて加入をご検討ください。

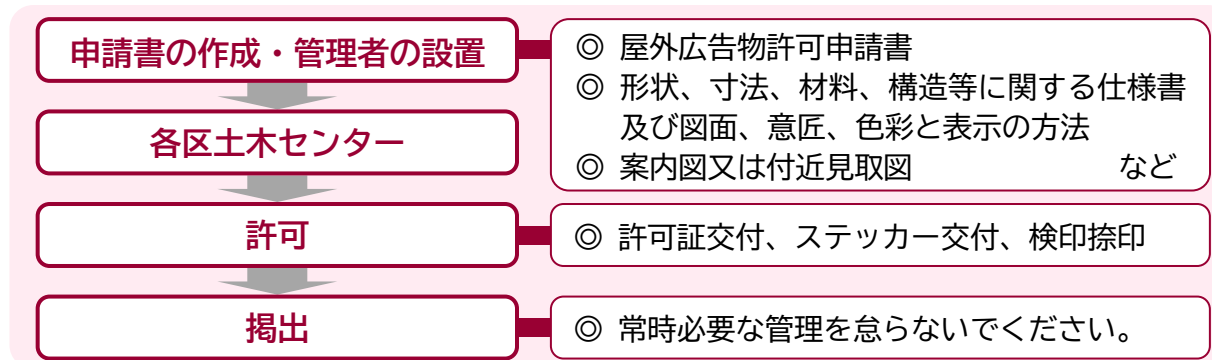
保険の種類	保険の内容	相談窓口
ボランティア活動保険	国内におけるボランティア活動中の偶発の事故により、ボランティア自身が被った「ケガ（傷害）」や、ボランティアが活動の対象者などの身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の「賠償責任損害」に対する保険です。	○各区の社会福祉協議会 ○札幌市ボランティア活動センター
ボランティア行事用保険	国内におけるボランティア活動など行事参加中に、行事参加者が偶発の事故でケガをした場合の「傷害保険」、行事主催者が参加者などの身体や財物に損害を与え法律上の賠償責任を負った場合の「賠償責任保険」があります。	
各種レクリエーション傷害保険	行事参加者全員を被保険者とし、参加者が行事参加中に被る傷害を補償する団体契約。対象となる行事は軽微な危険度のものとなります。	○各保険会社

<屋外広告物の表示・掲出に関する配慮>

■ 概要

- 札幌市では、良好な景観の形成と自然美の維持、また市民生活の安全を期するため、屋外広告物法に基づく「札幌市屋外広告物条例」により、屋外広告物の必要な規制と指導を行っています。そのため、市内で屋外広告物を掲出する場合は、条例の適用を受けない広告物を除き市長の許可を受けてください。

■ 許可を受けるまでの流れ（概要）



【屋外広告物について（札幌市HP）】

<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/kokoku/>



<衛生管理に関する配慮>

■ 原状回復と清掃管理

- 施設の原状回復と清掃は、活用者にて行ってください。
- 万が一、施設・設備及び貸出備品の破損・傷の付着・着色等が確認された場合は、補修工事費用などの負担が生じる場合があります。
- イベント内容に応じては、利用箇所に留まらず、広場全体、及び周辺も含めて清掃を行ってください。

■ ごみ処理

- イベント時に発生したごみは、活用者の責任により処理してください。
- 発生したごみは、ごみ袋またはごみ箱に分別回収し、原則、当日持ち帰りをお願いします。
- イベント参加者に対しては、周辺店舗等や既存のごみステーション等の衛生面に配慮し、イベントで発生したごみは、会場から持ち出さずに処理するよう、看板等による呼び掛けを徹底してください。

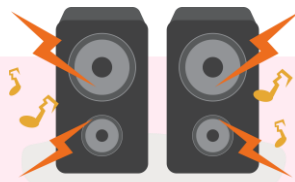


■ 臭気等

- イベントの際に、周辺に影響を与えるような臭い・煙等を発生する恐れのある設備については、周辺利用者や通行者への影響を考慮し、持ち込み、設置ができません。
- 揮発性の溶剤は持込禁止です。
- イベント会場内（公開空地の範囲内等）を禁煙とするなど、受動喫煙が生じないように配慮しましょう。

■ 音量

- 音響機器使用にあたっては、音量、音質等について周辺に配慮し、「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づく基準を守ってください。



(例) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域の場合
※用途地域によって基準が異なります。

75 dB以下 拡声器の直下から5m離れた地点

65 dB以下 拡声器を設置している場所の敷地境界

- 近隣より苦情等が出た場合には、中止等の対応を求めることがあります。



参考：騒音の目安（出典：全国環境研協議会 騒音調査小委員会 ※札幌市HPより）

■ 光害

- 照明機器使用にあたっては、適切な配光制御や点灯時間の管理、光量・光色の選択などに配慮してください。

参考：光害対策ガイドライン（環境省）https://www.env.go.jp/air/life/hikari_g/

■ 除排雪

- 冬期において、イベントの内容に応じて、活用に開催期間中の除排雪を行っていただく場合があります。
- イベント開催前に、イベントの事情により除排雪が必要な場合は、管理者（相談窓口）にご連絡ください。

